

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和5年3月14日（木）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、田原大輔、水口
亜樹、坂口奈美
事務局：石田書記長、石本書記長補佐、西口書記長補佐、児玉書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：多田委員、橋本委員
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 農林水産部副部長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：竹原正二、田原大輔
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・令和5年度 目標増殖量について
 - ・コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について
 - ・コクチバス拡散防止のための対策の検討について
 - ・福井県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（委員会告示）の変更について
 - (2) 報告事項
 - ・次期漁業権の漁場計画（素案）について
- ・議事録署名員指名

原田会長：では、議事に入る前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、竹原委員と田原委員をお願いいたします。

・令和5年度 目標増殖量について

原田会長：それでは、議事に入ります。

今日は諮問事項はないため、まず協議事項から行います。

令和5年度 目標増殖量について、事務局から説明を求めます。

事務局：よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

この議題で使用します資料は、A4ホチキス止め資料1で6ページまでございます。

不足のある委員様がいらっしゃいましたら、事務局のほうへお申出をお願いいたします。

それでは、改めまして説明を始めさせていただきます。

ここでの議題は、昨年度、何度か算定方法について御協議をいただいていた令和5年度の目標増殖量についてです。毎年、各内水面漁業協同組合様へ指示している目標増殖量につきまして、令和4年度分から使用を始めました新しい算定方式を用いて計算したものを事務局からお示しし、その内容で当委員会から各漁協様へ指示してよいかどうか、その是非について御協議をいただきたく思います。

まずは資料1、1ページ表紙を御覧ください。

目標増殖について、簡単ながら御説明をいたします。

目標増殖量とは、漁業法の規定で第五種共同漁業権、内水面での共同漁業権の免許を受けた者は、その漁獲対象である水産動植物の増殖義務を負うというのがございます。

これに基づき、その義務を果たすという指標である目標増殖量というものを例年、当委員会から各漁協様へ指示をしております。

次に、2ページのほうへお進みください。

これは少し複雑なんですけれども、目標増殖量の算定方法を示した資料です。

漁協様のほうで行っている漁場管理活動、外来魚の駆除など、そういった資源の保護や維持につながる漁場管理活動を評価するため、そのような活動の費用が目標増殖量から控除されるような形で、昨年度より算定に組み入れられたものです。

また、組合の収入や放流実績が増減するに伴って目標増殖量が急に変動するというのを防ぐため、各数値の平均の取り方も5年の中で最大最小を除いた3年

の平均を取るといった形で幅を広く取るように令和4年度分から変更となっております。

それ以外の部分については、毎年の計算方法と変わりがないため、後ほど御一読いただければと思います。説明は省略いたしますので、御了承いただきますようお願いいたします。

そして、さきの方法で実際に計算しました令和5年度の目標増殖量、各漁協様にお知らせしようとしているものがページの3ページ目となっております。

このうち、漁業権魚種、こいにつきましては、この次の議題で改めて御説明をいたしますけれども、全国的な状況としてコイヘルペスウイルス病防疫のため、持ち出しや放流が制限されております。そういうことで、増殖が困難である、種苗の入手も困難であるため、例外的に目標増殖量を示さないということとしております。

続きまして、4から6ページが令和4年度、今年度の増殖の実績とその目標増殖量の達成状況並びに目標増殖量、令和5年度分との参考の比較について示した表となっております。4ページ、5ページ連続で、各漁業協同組合様のデータがそれぞれ表示されております。

この中で、令和4年度の目標増殖量の達成ができなかった部分について黄色くなっております。主たるものは、会長の御挨拶にもありました、大雨により種苗生産者が被災をしまい、必要な種苗の数量を確保できなかったであるとか、長野県の諏訪湖、ワカサギの発眼卵の主要な産地となっておりますが、こちらでの不漁により、ワカサギの種苗を確保できなかったといったような、天災や不漁によるやむを得ない理由によるもので、これらについては令和5年度の翌年への繰越しは行わないということとしたいと思います。

未達成の詳細な理由については、最後のページ、6ページにまとめております。

事務局としましては、3ページでお示ししていた令和5年度の目標増殖量につきまして、この内容で各漁協様へお伝えしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、その是非について御協議をいただきたく思います。

事務局からの説明は以上です。

原田会長：ただいま説明がありました。目標増殖量について、委員の皆様から何か御意見はございませんか。

田原委員：ちょっと本論ではないんですけど、種苗がないものはぜの産卵床造成というのは、これ具体的にどういふふうな増殖方法なんでしょうか。

事務局：お答えいたしますと、はぜについてはしばづけですね。伐採した葉のついた木のようなものを水面に沈めて産卵床を造っているというふうに漁協様から聞き取っております。

田原委員：分かりました。

はぜというのは、具体的にこれ、まはぜですか。はぜ類。

事務局：はぜ類という形になるかと思えます。はぜ全般を指すので。特にまはぜだけを限定したものではないんですけれども、ただ、その漁業の対象となっているのは恐らくまはぜなのではと思いますが、特に限定はないものと思っています。

田原委員：はぜ類、多分いろんな産卵方式あるんですけど、なかなかはぜ類って、要はどこにも見つけるやつってどんなのがいるんですか。ちょっと僕あんまり。例えばこい科とかふなとか、そういうものは水草とかこういった中に産みつけるんですけど、はぜ類ってどちらかというと、例えば巣穴掘ったりとか、何かの基質の中に産みつけたりとか、そういったものが多いのであれなんですけれども、ちょっとここ確認しておいてもらえますか。

事務局：はい、すみません。承知いたしました。

ありがとうございました。

原田会長：ほかに何かありませんか。

ないようですと、令和5年度の目標増殖量に関しては、事務局の例の案どおり、決定することに御異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：告示と通知の手続については、事務局に一任をします。

・コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

原田会長：では次に、協議事項の2つ目の議題として、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について、事務局のほうから説明を求めます。

事務局：よろしく願いいたします。

再度となりますが、資料2の確認をさせていただきます。

A4ホチキス止めの「資料2」と印字されたもので、4ページ、2枚がございます。不足のある方がいらっしゃいましたらお申し出ください。

2つ目の議題としまして、コイヘルペスウイルス、この防疫のため、過去に感染歴のある水域からのコイの移動を制限する委員会指示についてです。

令和4年度の当初、1年前に発令したものと同様のものを来年度の4月からも発令をしようというものになっております。

資料2の1から2ページに概要がまとまっております。

福井県では、平成16年から18年にかけて複数の河川水系でウイルスに感染したコイが確認され、移動を制限する区域も拡大してきたというような経緯がございます。

全国の河川や湖沼でも状況は同じで、水産庁の統計によりますと、今までに天然水域だけでも累計400を超える水域で感染が確認されているということです。

これらの感染が確認された河川のコイは、現在はウイルスに対する抗体を獲得したと思われており、発症せず死亡もしていないもののウイルスの抗体により発症していないだけで、依然としてウイルスを保有しているという可能性があり、それを抗体を持たないコイの生息する正常な水域へ持ち込んでしまうとさらなる感染拡大へと大量の斃死を招くおそれがございます。

このような状況を鑑みまして、国はウイルス発生水域のコイの移動を制限するといった内容の防疫指針を打ち出しまして、それに伴い、福井だけでなく、ほかの都道府県においても委員会指示等で現在に至るまでまん延防止に取り組んでおります。

また、各都道府県は、全国内水面漁場管理委員会連合会を通しまして、国の各機関へ状況改善の要望を平成30年から現在に至るまで上げ続けており、国からは、そのたびワクチン研究等を進める交流再開に向けて研究を進めるといった旨の回答がございますが、現状のところ、国から具体的な解決策は何ら示されておらず、防疫指針も変更されないままです。

これらのことから、福井県でも再度、コイヘルペスウイルスまん延防止の委員会指示を継続するという事はやむを得ないということで、今回議題に上げさせていただいたというところです。

指示の内容としましては、大きく分けましてウイルス感染歴のある水系からコイを持ち出さないこと、そしてウイルス感染の疑いがあるコイを感染の確認がない水系へ放流をしないこと、こちらの2点です。

区域につきましては、資料の3ページに参考として、県内の感染の履歴の状況を示した地図をつけさせていただいております。

そして、資料の4ページが実際の委員会指示の本文（案）でございます。この内容で発令を検討しておりますが、委員の皆様にはその是非について御協議をいただきたく思います。

事務局からの説明は以上です。

原田会長：事務局から説明がありました。これに対して、何か質問はありますか。

何か御意見ありませんか。

ないようですと、事務局の提示の委員会事例（案）について、この内容で発令することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：また、発令手続以降の事務的な作業については、事務局に一任ということで行います。

・コクチバス拡散防止のための対策の検討について

原田会長：続きまして、協議事項の3つ目の議題です。

コクチバス拡散防止のための対策の検討について、事務局から説明を求めます。

事務局：引き続き、よろしくお願いいたします。

本議題に用います資料は「資料3」となっているもので、こちらは両面刷りのA4、1枚紙と、別紙として福井県におけるコクチバスの状況の資料、青色の表紙のものが1部ございます。不足等ありましたら、お申し出ください。

まず、本議題は、田原委員から御提案をいただき、さらに資料の御提供も頂きました。ありがとうございました。

本議題の要旨としては、近年、生息域が広域化しつつある北米原産の外来魚、コクチバスにつきまして、この対策を講じるための議論を始めようというものでございます。

コクチバスは、冷水に順応ができ、遊泳力も高く、流れのある河川であってもよどみ等で定着することが可能な魚であり、本県の内水面においても生息が確認されるようになりました。

在来の水生生物を捕食することから、生態系と漁業の両面への影響が懸念されております。内水面漁連や各漁協、県のほうで駆除やその支援を行っているものの、根絶には至っていないというような現状がございます。

また、コクチバスは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（特定外来生物法）およびその施行規則と施行令において特定外来生物と規定されまして、学術研究等の目的で大臣の許可を得ている場合以外には「運搬」などが禁止されております。このため、採捕後にその水域からコクチバスを持ち出すということは違法となり、3年以下の懲役、300万円以下の罰金といった刑罰が科されることとなります。

ただ、コクチバスを採捕して運搬せず、そのまま採捕した水域に再び戻す、いわゆるキャッチ&リリースというような行為は、運搬をしていないため、外来生物法の中で違反ということにならないというような現状がございます。

このため、漁業への影響に対する懸念が特に深刻な自治体を中心に、16の都道府県で県条例や委員会指示により特定外来生物の魚のキャッチ&リリースを規制しております。

例としまして、この概要資料の裏面に岐阜県の委員会指示発表資料をつけておきます。

このように委員会指示を発令した場合、採捕したコクチバスは運搬も再放流もできず、結果的に殺処分ということになり、駆除に効果があるということが言えます。

一方で、遊漁の盛んな府県での規制に当たっては、遊漁者を筆頭に反対意見も相当数あったというように聞いております。

本県においても、コクチバスの拡散を防ぎ、駆除を啓発する目的で何らかの対策を講じるといった必要性が高まってきているため、慎重に対策を協議検討していくこととしたいと思います。

事務局から概要の説明は以上です。

原田会長：それでは、ここで県内のコクチバスに係る状況について、学識委員である田原委員から解説のお願いをいたします。

田原委員：そしたら、別紙のほうの資料を見ていただきたいんですけど。

先ほど事務局からお話あったように、まずコクチバスなんですけど、今まで県内でよく確認されていたものは、三方五湖を中心に、三方湖、オオクチバス、ブルーギルというのが県内のいろんなところで確認されていまして。ただ、オオクチバスの場合は、さっき言ったように、どちらかというあんまり泳がないので、緩い流れの池、湖沼とか、あとため池とか、そういったところで繁殖できる。むしろ、速い流れのところではなかなか定着できないので、特にこういった福井県の九頭竜川とか、冷たい川のところでは、オオクチバスは入ってもなかなか増えなかったという状況でした。

それがコクチバスというのが全国的に入ってきて、県内でも頻繁に確認されるようになってきたので、ちょっとその辺の情報をまとめたものをお知らせしたいと思います。

むしろ、コクチバスが入ってくると、県内はどちらかというちょっとこういう冷たい河川が特に嶺北中心に多いので、そこに入ってくると冷水性の例えばアユ、サクラマス、そういった漁業の対象者にも影響が懸念されます。

まず、これ、表1枚目なんですけど、応用正体工学会福井というもので毎年勉強会をしまして、今年の1月21日に、長野県が結構ひどい状況になっていまして、千曲川で研究されている北野先生を講師に招いて勉強会を開催しました。

これ、県内の地図で、ここに魚の絵があるところが今確認されている、情報が入っている場所です。

このことについて、ちょっとまた後でお話ししますので、ちょっとこの地図をよく頭の中に入れておいてください。

1枚めくっていただいて、県内ではなくて、全国のコクチバスの拡散状況というのが、これから国土交通省が5年に1回全国の河川をずっと調査をするんですけど、それをまとめたものです。

左側に1巡目、2巡目、3巡目というのがあって、一番初めに全国から平成8年に新潟とかこの辺り、福島辺りで確認されたものが、3巡目、4巡目、これ5年ごとにやっているんですけど、だんだんだんだんとこの辺りを中心に分布が拡大していつているということが、右側、これは拡大したんですけど、そここのところにも入ってきている。

4巡目かぐらいですね。その頃には福井県の九頭竜湖でも確認されるようになったというのがまず全国の状況です。

もう一つ、3枚目ですけど、阿武隈川、これも国交省が出していた資料ですけど、阿武隈川でどういうふうに広がっていったかというのが平成2年、6年、11年、16年というふうに、平成2年の段階だとこの下流域の赤い箇所1か所だったんですけど、それが年数を経るごとにだんだんだんだんと特に大きく広がっていつて、丸の大きさが、割合ですね。調査したときに、ブラックバス類がどれぐらい出てきたかという割合ですけど、年を経るごとに増えていつたという事例になっています。

なので、一旦確認をされると何も手を打たないような状況が続くと、あつという間に分布域を拡大していくという事例になります。

1枚めくっていただいて、これをさっきの1枚目の地図に近い状況で九頭竜川水系におけるコクチバスの確認状況をいろんな方から情報をいただいてまとめたのがこの絵になります。

一番初めは、この左上のほう、2007年ですね。九頭竜ダムで確認されたものが、次に確認されたのは2014年、大野市の天然記念物になっているイトヨの里の中で確認されて、その後、大野市漁協さんの中の真名川水系、その後、2020年、勝山漁協管内というふうに、2020年頃になると、中部漁協管内の福松大橋とか九頭竜川本川だけでなく、2020年になると日野川漁協ですね。日野川のどちらかという下流域のほうで釣れるという情報が入ってきたというふうに、上のストップ、九頭竜ダムが基になっているので、そこから広がっていつたのか、それともどういうふうに広がっていつたかあれですけど、こういう状況が現在続いているというものです。

コクチバスの生活環はまた後から説明しますので。

1枚めくっていただいて、これがイトヨの里での確認状況です。2015年頃に25ミリぐらいの小さなものがいて、あとは毎年のようにこんなふうにイトヨの生息池の中にコクチバスの姿が確認されるようになっていると。ここも根絶、一回池

干しをしたそうなのですが、それでもなかなか、少なくなったけど根絶に至ったかどうかはまだ難しいというような状況です。

もう1枚、次が、九頭竜川水系におけるコクチバスの釣果、釣り人から頂いた写真なんですけど、こんなふうに勝山、大野、日野川、福松と、やっぱり大きなコクチバスが釣獲で確認されているということです。

ここでちょっと私の個人的な感想ですけど、釣りなので大きなものしか写真に上がってこないかもしれないんですけど、大きなものしか今のところ確認できてない。要は、小さな稚魚とかが出てくると、下で繁殖とかしている可能性があるんですけど、大きなところしか今のところは私のほうに情報入ってないので、まだ初期の段階かなと思っています。

これが小さな稚魚とか、そういったものが確認されてくるようになってくると、そこで広がっていった場所で繁殖してどんどん増えていっているということになるので、ちょっとこの辺りは少し漁協さん含めて注視して見ていく必要があるかなと思っています。

それでちょっと戻っていただいて、コクチバスの生活環ということで、繁殖する時期というのは6月です。ちょうどアユの解禁が始まる5月、6月頃に巣を造って、卵を産んで繁殖します。これ、親が保護をする。卵を産みっ放しじゃなくて、親が保護をするので、一旦産むとほかの敵の生物が来て卵を食うということが少ないので、それで比較的増えやすいというような状況です。

あとは、今九頭竜ダムではちょうどこの時期に繁殖する親を特に中心に駆除しようということで、この6月頃にこういった駆除活動が行われています。

もう一つ、ここに今真ん中に出ている「仔稚魚」と書いてあるんですけど、この大きな特徴として、卵から出てきたばかりの小さな稚魚というのがこういうオタマジャクシのようなこういった真っ黒な色をしているので、繁殖しているかどうかとか、あとは要はその川で卵を産んで増えているかどうかというのは、ちょうど5、6、7ぐらいの時期に少し流れの緩い浅い場所でこういった黒いオタマジャクシのちょっとしっぽがないのが泳いでいるようなものですけど、そういったものを確認できるかどうかというところで、各漁協さんの中で増えているかどうかというのは恐らく判断できると思います。その辺りも含めて、今少し調査をできないかなと。

国交省のほうでは、今環境DNAを使って九頭竜川水系の中で今年、県管轄河川も含めて調査をしてくれるというような段取りになっています。

こういったところで、福井県の拡散防除・駆除の提案というこの魚の絵のところなんですけど、今の段階では九頭竜ダム、一番上流では恐らくそこは間違いなく繁殖して増えて定着しています。ただ、下のほうではそこまでいっているかという、恐らくまだそこまで劇的に増えている状況ではないので、大事なことは

早期発見、早期対応、あとは今いろんな調査技術ありますので、そういったものを使って早くどこに分散して増えているかということ特定すると。

それが分かれば、漁協さん含めて関係者で駆除活動を行っていくということが大事になります。

この次の資料なんですけど、水産庁が出している資料で、「誰でもできる外来魚駆除」というそういった資料を公開しています。その中でも、一番大事なのは、やっぱり早期発見完全駆除をするということで、とにかく入れさせないという姿勢を出すということも各漁協さん、県含めて大事なことかなと思います。

次めくっていただいて、これ山梨県の事例ですけど、迅速な対応をすることで、例えば令和元年6月に釣り人から情報があって、その年に発見されたすぐに調査を開始して、駆除をやって、翌年に委員会指示を出して、それでうまく迅速な対応で拡散していくのを防げたというような事例もあります。

とにかくここに書いてあるように、いろんな手段を使ってまず自然で流れ落ちてくるものもあると思いますけど、多くが人為的に動いているということも、そういった事例がありますので、そこを防除するというのが一つ大事になるので、今回の本委員会からのこういった委員会指示を出すということも防除の一つの手段になるんじゃないかなというふうに思います。

最後です。これが水産庁が出している、今ホームページで検索すると、こういった3つの外来魚駆除の方法のマニュアルがありますので、こんなところにもいろんな情報ありますので参考にさせていただきたいというのが私からの提案です。

とにかく何もしないと自然で流れていくものよりも何かしらの手段で拡散している事例が全国で多いので、それを防除する一つの手段としてこういったことも必要じゃないかなというふうに考えています。

以上です。

原田会長：ありがとうございます。

ただいま説明をしていただきましたコクチバス対策の検討について、何か御意見ございますか。

天谷委員：全国的にほかの湖の例も書いてあるんですけど、密放流の駆除をしてもしてもまた放流されるという、そこがすごくネックだと思うんですね。そして、他河川とかほかの湖のそういう密放流の情報とかってというのは全然ないんですかね。

田原委員：なかなか密放流の情報って出てこないですね。どういうふうにあるかというのは分からないんですけど、ただ、釣り人、要はバスの釣れたという情報はいろんなところに出てきたりするので、それがまず一つ目安になるかなということですね。

ただ、さっき全国のこの広がり見てもらったように、例えば海でつながっていれば水系的に広がっていくということは十分あるんですけど、この魚の場合川な

ので横に広がるというのは、例えば川が地殻変動を起こして隣の川とかに移らない限りは自然の力で広がるということはないので、この今全国の広がり方を見て、ざーっと広がっていくのを見ていくと、恐らく魚自身が動いていっているんじゃないなくて、何らかのいろんな方法によって横に広がっていっているんだろうなというところで、恐らくこの辺も密放流か何かの手段によって広がっていっているんだと思います。

天谷委員：結局、なぜバスを密放流するかといたら、釣り人が釣りたいからなんですよ。釣り人、ほかにいろんな釣りがあって、全ての釣り人じゃないんですけども、バス釣りをしている人っていうのは特にやっぱりバスに執着していて、その場所を増やしたいと。環境のことはあんまり考えてなくて、在来種とかそういうことも考えてなくて、自分たちがバスを釣って楽しみたいからそこにたくさん魚がいたらいいだろうというのが私は真実だと思うんですよ。

そうすると、さっきもバス釣り禁止というのがあったんですけど、わざわざそのバス釣りの遊漁証を買うことはないので、じゃ、例えばほかのヤマメを釣りますと。ヤマメの遊漁証を買っていますと言って、それで釣りに来ている。だけど、そういうルアーとか道具を見ると、ましてボートなんか見ると、もう明らかにバス仕様のボートで乗り込んでいると。

ヤマメを釣ろうと思ったけどバスが釣れましたと言って、その後は知らないですけれども、ちゃんと全部捕るかりリリースしているか、そこは知らないですけれども、何かそれが本当のことなんじゃないかなと私はずっと見てきて思うんですけど。その部分がなかなか根絶する方法がないので、何かあればいいなってずっと考えてきているんですけど、なかなかですよ。

田原委員：今回、キャッチ&リリースを禁止するということが一つ、釣り上げても基本的には要は戻せないし、取り上げたものは、要は駆除ですね。殺処分しなきゃならない、そこまでいくと、とにかく戻せないということの一つ対策として入れておくというのは大事なのかなというふうに。

今のところはそこがないので、多分法的な縛りもないですし、釣れたものをそこに戻すというのは、多分、何も規制はかからないので、一つはやっぱり防除という意味でも今後やっぱり広げないということが多分大事なので、そういった点がすごく有効な策になるんじゃないかなと。

今全国、岐阜県もついに今年から始めましたし、全国そういうふうなところで対応しているというのが。ただ、それで全部根絶できるわけではないですけど、防除の策としては有効ではないかなと思っています。

原田会長：ほかに何かありませんか。

それでは、当委員会としてコクチバスの拡散防止対策について、委員会指示発出を含めて今後の検討としていくことで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

・福井県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（委員会告示）の変更について

原田会長：次に、協議事項4つ目の議題です。

福井県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（委員会告示）の変更について、事務局から説明を求めます。

事務局：よろしくお願ひいたします。

議題の名前が非常に長く大変申し訳ないんですけども、こちら資料4の議題となります。4ページまでございます。不足のある方がいらっしゃいましたらお申出ください。

本議題は、内水面委員会が持つ規程の改正についての話で、非常に事務的なものとなり恐縮ですが、御協議お願ひいたします。

福井県では、県民の利便性向上と行政事務の効率化を目的に、全庁的に行政手続のオンライン対応を進めているところです。

本委員会が何かの申請を受け付けし施行するような手続は現在ございませんが、今後もしそのような手続が出てきた場合のため、知事部局——県の手続ですね、知事部局やほかの行政委員会と横並びで規程の整備を行うという趣旨でございます。

各手続の根拠条例等の文面において、明確に紙による提出を求める規制がある場合には、その根拠条例を一つ一つ改正を行わなければ、法令上、オンライン化ができないというような状況でした。

そこで、改正を個別にすることなく、速やかにオンライン対応を行えるようにするため、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定しまして、その条例の適用できる範囲というものを施行規則のほうで定めておりました。

これにより、各部署が所轄する個別の条例一つ一つを改正せずとも、迅速にオンラインの対応ができるというようになっていたというのが今までのところです。

当委員会においても、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する施行条例規程を平成19年の3月に規定をしまして、オンライン化を可能ということにはしておりましたが、対象の手続が限定されておりました。情報公開請求のみとなっておりまして、ほかに手続が出てきた場合にもオンラインは非対応というような条例になってしまっていたというようなことから、今後のため、こ

らに申請を行うような手続が出てきたという場合にも、オンライン対応可能とするため、知事部局と同様の改正を行って、原則、全手続をオンライン可能というようにしたと思います。

なお、本規程の改正によって申請方法がオンラインだけしか受け付けないということになるというわけではなく、オンラインも紙もどちらも受付が可能となるというようなものになっております。

事務局からの御説明は以上です。

原田会長：ただいま説明がございました規則の変更について何か御意見はございますか。
ないようですと、以上で協議事項のほうを終了いたします。

・次期漁業権の漁場計画（素案）について

原田会長：続いて、報告事項に移ります。

令和5年9月に更新予定の内水面漁業権について、事務局から状況報告をお願いいたします。

事務局：よろしくお願ひいたします。

用います資料が資料の5で、ホチキス止めで少し厚い19ページまであるものがございます。不足がありましたらお申出ください。

資料に入っていく前に現在の状況について口頭で御説明をいたします。

会長から御説明いただいたとおり、令和5年、今年の9月に予定されている漁業権の一斉免許について、県のほうで漁業法の規定に従い準備を進めております。

前回、11月近くの10月末の委員会では、県内の各内水面漁協様から免許に向けヒアリングを行いますというところまで御報告をさせていただいたかと思いますが、その後の進捗と今後の予定について御報告をいたします。

現在は、昨年11月から12月にかけて漁協様にヒアリングを行いました結果、これを基に、漁場の位置と区域、漁業の種類、魚種の時期などが含まれる内水面漁場計画を漁業権免許に向け固めていくような段階にございます。

漁場計画の作成プロセスは、漁業法の中で定めがあるため、それを順番に行っているというような状況です。

法律の中で漁業ヒアリングの結果から、まず「素案」を作成し、これを公開して利害関係者から広く意見を聴くというような規定があるため、現在、福井県の県民パブリックコメント制度実施要綱というものに基づきましてインターネット上で意見聴取を3月16日までとして実施をしているところです。

今後の流れとしましては、パブリックコメントの募集が終了した後、パブリックコメントとしていただいた意見を基に、県は必要に応じてこの素案に変更を加

えるということになります。このことにより、「素案」が「案」に一步前進します。

この案を本委員会、内水面漁場管理委員会へ諮問することとなり、これを受けた本委員会は委員会として広く意見をすくうものである公聴会というものを開催した後に、再度、委員会を開催して、諮問へ答申する決議を取り、県へ答申をいたします。

そして、この答申を受けて、内水面漁場計画は県によって完成させられ、公示を行い、3か月間の免許申請受付が始まります。

漁場計画の作成プロセスについては御説明以上としまして、資料の内容へ移らせていただきます。

お配りしている資料5の表紙から御覧ください。

今ほど説明しました漁場計画の素案の概要となっております。

現行の漁場と比較しまして、漁協ヒアリングの内容に基づき、漁場の区域と種類の変更を反映したものが次期漁場計画の素案です。

具体的には、足羽川と河野川で漁場の区域の変更、そして九頭竜川、足羽川、北潟湖で漁業種類の変更がございます。

まず、漁業種類につきましては、10年前に現行の漁業権の免許がなされた際の考え方を受け継ぎ、その漁場に本来生息していなかった魚種の放流はなるべく避けるべき、というような観点から、移入種である「あまご」と「にじます」を削除しております。また、北潟湖の「えむし」につきましては、現在は漁業実態が既にあることから削除することとしています。削除については、各漁場を現在管轄している漁協様からヒアリングの際に伺っておりました。

続きまして、漁場の区域につきましては、詳細を2ページからまとめさせていただきます。

まず、2ページは足羽川の区域変更についてで、区域変更の理由が足羽川ダムの建設によるものです。このダムは治水を目的としたダムで、平時は貯水をせず、川の水をそのまま下流へ流すものですが、豪雨が起きた際には水をためて下流への水量を減らし、水害を防ぐものであります。

2か所で施設の建設が進んでおり、一つは部子川のダムの本体、もう一つがその南、水海川からダムへ水を引き込んで下流への水量を調節する分水施設というものがあります。これら2つの施設の上流と下流、それぞれ50メートルにつきまして漁協とダムの管理者の間で契約が交わされ、立入りが困難となることから、漁場計画から外すということとしております。

続けて、3ページから河野川の区域変更についてです。

まず、3ページの図面の上で、河口の部分において図中の航空写真、黄色い線の国道の橋までが現在漁業権の及ぶ範囲ということとなっておりますが、次期

漁場計画では、これを海との合流点、——赤い線ですね。赤く塗られたところの先、赤い線へ延長することとしています。

経緯として、昔の河野川は流路が異なっており、河川改良等の工事によって流れが変えられて現在の形になったというふうに聞いておりました、工事の後も特に支障がなかったため、漁業権の範囲はその前と変わらなかったところでしたが、近年、3ページの航空写真の赤く塗った海面の漁業権と内水面の漁業権、どちらも及ばない区域において採捕を行う遊漁者が現れ、稚アユやサケを採捕をしているという問題が起こってきました。

詳細につきましては、4ページ、5ページを御覧ください。どちらも法律、水産資源保護法や県の漁業調整規則で採捕の規制がある種類ですけれども、漁業権がどちらもなく、海面とも内水面とも言えないグレーゾーンというところでの違反のため、取締りもできず、資源保護の観点から懸念が大きくなっておりました。

そこで、今回、水産資源の保護を目的として、この範囲を内水面漁場計画に組み入れて明確に内水面とみなすこととし、漁業権の及ぶ範囲として設定しようというものでございます。

なお、海面のほうの漁業権を持つ河野村漁協様と、当委員会と同等の場である海区漁業調整委員会からは承諾を得ております。

この件につきましては、4ページ、5ページを御一読いただきますと幸いです。

そして、6ページ以降が漁場計画の素案本体となっておりますが、変更点につきましては今御説明したとおりで、その他の漁場についてはそのまま継続というようになっているため、説明を省略させていただきます。何とぞ御了承ください。

事務局からの説明は以上です。

原田会長：ただいま報告を受けました漁業権について、何か御質問はございますか。

天谷委員：質問なんですけど、河野川のサケとアユが遡上してくるというお話なんですけど、このサケはここで産卵しているんですか。

事務局：産卵のために上ってきているのは間違いはないんですが、我々が現場を見に行ったときには上っては流され、上っては流されを繰り返していたような状況でした。サケは原則内水面では禁止なんですけれども、この区域、内水面とも海面とも言えないようなところで採捕しているということで取り締まれなかったというような経緯がありました。

天谷委員：もちろん、今おっしゃったように採捕できないようにという方向性はすごくそれでいいと思うんですけど、すばらしいと思うんですけど、何かこの管轄の方たちがサケの産卵を調査しているとか、そういうこともないんですね。

事務局：そうですね。調査とは違いますが、サケが上ってきているのを地元の方が見に来ていて、皆様に見守られているような状況になっておりまして、県外からやってきていると思われる遊漁者の方が捕ろうとしているというようなことで警察にも相談があったというふうに聞いています。

天谷委員：どちらにしても、産卵しようとするサケを保護できるような何かそういう動きがあればいいのになと思ったので、またよろしくをお願いします。

事務局：ここに漁場計画を設定するというふうにしますと、ここを県としても委員会としても内水面としてみなすことになるため、内水面で採捕を禁じる水産資源保護法を適用することができるようになり取り締まることが可能になります。

天谷委員：分かりました。

事務局：誤解がないようにちょっと補足しますけれども、今回、ここの漁場の河川を拡大するというのは、サケやアユの密採捕を取り締まるために拡大するのではなくて、ここの河川のこの赤いところでアユなりサケが産卵するという漁場を守るために拡大するということなので、あまり取締り、取締りという、これは漁業法の漁業権の趣旨から外れてしまいますので、そこは漁協さんが、我々も含めてきちっと漁協には、ここで増殖するんだよね、重要な漁場なんだよねということは確認していきたいというふうには思っています。

天谷委員：はい、ありがとうございます。

原田会長：よろしいですか。

田原委員：前回、あまご漁業が残ってて、今回、やっと10年目で外れる、にじますもそうですけど外れることになったんですけど、もし差し支えなければ、これ、漁協さんからの申入れでこういった取下げがあったんですかね。何か県のほうからちょっと指示していくというような。

事務局：全く強制力がある形ではないんですが、水産庁のほうから、全体として移入種の放流を避け、その河川の在来の個体群の保護に留意した漁場計画を設定するよというふうな文書が来ておりまして、これに基づいて現在、あまごですとか、にじますの漁業の実態はどうか、というところからヒアリングを行いまして、削除ということで御了承をいただいたというよりは、共通認識を得たというふうな形になっています。

田原委員：非常にすごくいいことだなと思ってて、あまご、にじます、もちろん釣りの対象魚として、レジャーとして、遊漁としても大事なんですけど、本来のこういった在来の個体源とか、要はその場に合った釣りとかそういうのを楽しむという意味で、この2つがすごく前回残念だなと思っていたものがうまくこういった形で一応県内はそういった外来のものの遊漁はなくなるような形に溪流魚はなってきたんで、本当にそのことはすごく非常に感謝していますし、ありがたいなと思っています。

コメントです。

原田会長：ほかに何かありませんか。

ないようですと、漁業権については引き続き事務局にお願いをいたします。

漁場計画の案ができ次第、諮問がされる予定ですので、今後の公聴会、委員会の開催については、皆さん御承知をしていただけるということですのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

以上で協議事項のほう終了いたします。

・その他

原田会長：最後にその他、何かございましたら御発言をお願いいたします。

事務局：事務局から一つ、その他ということで、また規定の更新の御報告があります。

資料の一番末尾に「その他（報告）」ということでつけさせていただいております、個人情報の保護に関する法律施行規程の更新についてというものがあまして、こちら、議題の4つ目と同様に、規程の改正ということでまた事務的なことで申し訳ないんですけども、漁場管理委員会のほうで持っていた個人情報保護に係る規程について、県側の条例が名前が変わって旧条例が廃止されることによって無効となってしまうために、新たにその代わりとなる法律の施行令を定める必要性が生じておりました。

これを受けて、知事部局やほかの行政委員会とほぼ同一の内容、今までと実務面で全く支障がないような、そういった内容で個人情報の保護に関する法律施行規程というものを内水面委員会の告示として発出することとさせていただきました。

発出日が3月31日の号外で、ほかの行政委員会と同日で同じような形で公示がなされることとなります。

すみません、御報告となりましたが、以上です。

原田会長：ほかに何かございませんか。

特にないようですと、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和5年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員